



長野県報

4月24日(木)
平成26年
(2014年)
第2567号

目 次

告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	1
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
特定計量器の定期検査の実施（ものづくり振興課）	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	5
クリーニング師試験の実施（食品・生活衛生課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	6
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（8件）（産業政策課サービス産業振興室）	7
土地改良区の定款変更の認可（3件）（農地整備課）	8
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	9
土地改良区役員の就退任の届出（4件）（農地整備課）	10
建築基準法に基づく道路の位置の指定（6件）（建築住宅課）	12
平成26年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局）	13

告 示

長野県告示第242号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 指定介護老人福祉施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人新志福祉会	特別養護老人ホーム第2ふれあい荘	長野市松代町西寺尾1000番地	平成26年4月1日
社会福祉法人大志会	特別養護老人ホーム杏寿荘	千曲市大字倉科79番地	平成26年4月1日

（登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人新志福祉会	特別養護老人ホーム第2ふれあい荘 短期入所生活介護	長野市松代町西寺尾1000番地	平成26年4月1日
社会福祉法人大志会	特別養護老人ホーム杏寿荘	千曲市大字倉科79番地	平成26年4月1日

（登録特定行為事業者 指定介護予防短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人大志会	特別養護老人ホーム杏寿荘	千曲市大字倉科79番地	平成26年4月1日

（登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人光仁会富竹の里 (登録特定行為事業者 指定特定施設入所者生活介護)	富竹の里和み	長野市大字富竹1621番地	平成26年4月16日
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
TPRトータルサービス株式会社	さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	平成26年4月16日

介護支援課

長野県長野地方事務所告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成26年3月31日付けで長野広域連合の規約の変更を許可しました。

平成26年4月24日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

市町村課

長野県木曽建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年5月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年4月24日

長野県木曾建設事務所長 塩入信一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈川木祖線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木祖村小木曾5441番の11地先から 木曽郡木祖村小木曾5441番の8地先まで	旧	m 7.3~24.1	km 0.896
同上	新	10.0~35.0	0.857

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年5月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年4月24日

長野県木曾建設事務所長 塩入信一

道路管理課

1 路線名 奈川木祖線

2 供用を開始する区間

木曽郡木祖村小木曾5441番の11地先から
木曽郡木祖村小木曾5441番の8地先まで

3 供用を開始する期日 平成26年4月24日

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成26年4月24日

長野県計量検定所長 近藤友巳

区域	期日		場所
	月日	時間	
東御市のうち北御牧地区	5月27日（火）	午前10時30分から正午まで	東御市大日向337番地 東御市北御牧庁舎
北佐久郡立科町		午後1時30分から午後3時30分まで	北佐久郡立科町大字芦田2532番地 立科町役場
北佐久郡御代田町	5月28日（水）	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2 御代田町役場
北佐久郡軽井沢町	5月29日（木）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1 軽井沢町中央公民館
下伊那郡阿智村（浪合地区を除く）	6月2日（月）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	下伊那郡阿智村駒場468番地の1 阿智村中央公民館
下伊那郡阿智村のうち浪合地区		午後3時から午後4時30分まで	下伊那郡阿智村浪合1018番地 阿智村浪合振興室
下伊那郡根羽村	6月3日（火）	午前9時30分から午前11時まで	下伊那郡根羽村大畠2131番地1 根羽村老人福祉センター「しゃくなげ」
下伊那郡平谷村		午後1時30分から午後2時30分まで	下伊那郡平谷村中平354番地 平谷村役場
下伊那郡壳木村	6月4日（水）	午前11時から正午まで	下伊那郡壳木村968番地1 壳木村役場
下伊那郡天龍村		午後2時30分から午後4時まで	下伊那郡天龍村平岡876番地2 天龍村老人福祉センター
飯田市のうち南信濃地区	6月5日（木）	午前10時から午前11時まで	飯田市南信濃和田2596番地3 南信濃自治振興センター
飯田市のうち上村地区		午後1時から午後2時まで	飯田市上村754番地2 上村自治振興センター
下伊那郡喬木村	6月6日（金）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡喬木村6664番地 喬木村役場
下伊那郡阿南町のうち新野地区	6月9日（月）	午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡阿南町新野1492番地 新野福祉センター
下伊那郡阿南町のうち富草、大下条及び和合地区		午後3時30分から午後4時30分まで	下伊那郡阿南町東条58番地1 阿南町役場
下伊那郡泰阜村	6月10日（火）	午前9時30分から午前11時まで	下伊那郡泰阜村3236番地1 泰阜村山村開発センター
下伊那郡下條村		午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡下條村睦沢8801番地の1 下條村村民センター
下伊那郡松川町	6月11日（水）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	下伊那郡松川町元大島3823番地 松川町役場
	6月12日（木）	午前10時から正午まで	下伊那郡松川町元大島3823番地 松川町役場
下伊那郡大鹿村		午後2時から午後3時まで	下伊那郡大鹿村大字大河原354番地 大鹿村役場

下伊那郡高森町	6月13日（金）	午前10時30分から正午まで	下伊那郡高森町下市田2180番地 高森町民体育館
下伊那郡豊丘村		午後1時30分から午後3時30分まで	下伊那郡豊丘村大字神籠3128番地1 豊丘村交流センター「だいち」
上水内郡飯綱町	6月17日（火）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地5 飯綱福祉センター
上水内郡信濃町	6月18日（水）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	上水内郡信濃町大字古間765番地 信濃町立総合体育館
上水内郡小川村	6月19日（木）	午後1時から午後3時まで	上水内郡小川村大字高府8800番地8 小川村役場
佐久市のうち中込、平賀及び内山地区	6月23日（月）	午前10時30分から正午まで	佐久市平賀5333番地 佐久浅間農業協同組合平賀支所
佐久市のうち志賀、三井及び平根地区		午後1時30分から午後3時まで	佐久市志賀6106番地 佐久浅間農業協同組合東支所
佐久市のうち岸野及び桜井地区	6月24日（火）	午前10時30分から正午まで	佐久市伴野1489番地 佐久浅間農業協同組合岸野支所
佐久市のうち中佐都及び高瀬地区		午後1時30分から午後3時30分まで	佐久市塚原801番地1 佐久浅間農業協同組合中佐都支所
佐久市のうち浅科地区	6月25日（水）	午前10時30分から午前11時30分まで	佐久市甲1399番地 佐久市浅科支所
佐久市のうち望月地区		午後1時から午後3時30分まで	佐久市望月303番地 佐久市駒の里ふれあいセンター
佐久市のうち岩村田及び小田井地区	6月26日（木）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	佐久市岩村田543番地 浅間会館
佐久市のうち野沢地区	6月30日（月）	午前10時30分から正午まで	佐久市跡部65番地1 長野県佐久合同庁舎内 佐久保健福祉事務所1階測定室
佐久市のうち大沢及び前山地区		午後1時から午後3時まで	
北安曇郡小谷村	7月1日（火）	午前10時45分から正午まで	北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 小谷村役場
北安曇郡白馬村		午後1時30分から午後3時まで	北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村役場
北安曇郡松川村	7月2日（水）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	北安曇郡松川村76番地5 松川村役場
北安曇郡池田町	7月3日（木）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	北安曇郡池田町大字池田3190番地1 池田町公民館
中野市のうち長丘、平岡、科野及び倭地区	7月7日（月）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市大字越1131番地 中野市農業協同組合科野事業所
中野市のうち平野及び高丘地区	7月8日（火）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市大字江部1372番地8 中野市農業協同組合平野事業所
中野市のうち中野、日野及び延徳地区	7月9日（水）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館（ホワイエ）
中野市全域（豊田地区を除く）	7月10日（木）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館（ホワイエ）
大町市のうち美麻地区	7月15日（火）	午前10時30分から午前11時30分まで	大町市美麻11810番地1 大町市美麻支所
大町市のうち八坂地区		午後1時30分から午後3時30分まで	大町市八坂1108番地1 大町市八坂支所

大町市全域（美麻地区及び八坂地区を除く）	7月16日（水）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	大町市大町3887番地 大町市役所
大町市全域	7月17日（木）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	大町市大町3887番地 大町市役所
須坂市のうち上部及び東部地区	7月23日（水）	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地 須坂市中央公民館
須坂市のうち西部地区		午後1時から午後3時30分まで	須坂市大字須坂747番地 須坂市中央公民館
須坂市のうち日野、井上及び高甫地区	7月24日（木）	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地 須坂市中央公民館
須坂市のうち南部、仁礼及び豊丘地区		午後1時から午後3時30分まで	須坂市大字須坂747番地 須坂市中央公民館
須坂市のうち日滝、豊洲及び旭ヶ丘地区	7月25日（金）	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地 須坂市中央公民館
須坂市全域		午後1時から午後3時30分まで	須坂市大字須坂747番地 須坂市中央公民館

ものづくり振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年4月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州からだのき・ほ・ん楽習会

3 代表者の氏名

馬場 大輔

4 主たる事務所の所在地

長野市三輪2丁目5番15-103号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び運動指導者に対して、心身の健康に関する幅広い分野の探究およびプログラム普及事業を行うと共に、プログラムを提供出来る指導者の育成を推進し、健康増進、スポーツ振興、社会教育・社会福祉の推進、生きがいづくりを図る活動に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年4月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県水辺環境保全研究会

3 代表者の氏名

長田 健

4 主たる事務所の所在地

長野市三輪5丁目41番23号

5 定款に記載された目的

この法人は、主として河川・湖沼等における水質の保全を図り、水生生物や河川敷に生息または自生する動植物の生態環境を保護するため、水辺環境に関わる学術調査・研究を行い、専門知識及び技術の向上に努め、広く地域社会に普及啓発する事業を行い、もって水辺における生態系の自然的保全並びに公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。